

平成 29 年 6 月 12 日 開会

平成 29 年 6 月 23 日 閉会

(定例第 2 回)

日吉津村議会会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 32 号

平成 29 年第 2 回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 29 年 5 月 17 日

日吉津村長 石 操

1. 日 時 平成 29 年 6 月 12 日 午前 9 時 00 分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

河 中 博 子	景 山 重 信
松 本 二三子	加 藤 修
三 島 尋 子	江 田 加 代
橋 井 満 義	井 藤 稔
松 田 悦 郎	山 路 有

○応招しなかった議員

な し

第2回 日吉津村議会定例会会議録（第1日）

平成29年6月12日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成29年6月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第5号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第6号 平成28年度日吉津村土地開発公社決算報告について
- 日程第6 報告第7号 平成28年度株式会社ひえづ物産決算報告について
- 日程第7 報告第8号 平成28年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について
- 日程第8 議案第34号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第1回）について
- 日程第9 議案第35号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第10 議案第36号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第11 議案第37号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第38号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第39号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第40号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第41号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第42号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第43号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第44号 日吉津村農業委員会委員の任命について

- 日程第 19 議案第 45 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
日程第 20 議案第 46 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
日程第 21 議案第 47 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
日程第 22 議案第 48 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
日程第 23 議案第 49 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
日程第 24 議案第 50 号 財産の処分について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 報告第 5 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 5 報告第 6 号 平成 28 年度日吉津村土地開発公社決算報告について
日程第 6 報告第 7 号 平成 28 年度株式会社ひえづ物産決算報告について
日程第 7 報告第 8 号 平成 28 年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について
日程第 8 議案第 34 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）について
日程第 9 議案第 35 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 10 議案第 36 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 11 議案第 37 号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 12 議案第 38 号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 13 議案第 39 号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 14 議案第 40 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
日程第 15 議案第 41 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
日程第 16 議案第 42 号 日吉津村農業委員会委員の任命について
日程第 17 議案第 43 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第 18 議案第 44 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第 19 議案第 45 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第 20 議案第 46 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第 21 議案第 47 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第 22 議案第 48 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第 23 議案第 49 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第 24 議案第 50 号 財産の処分について

出席議員（10名）

1 番 河 中 博 子	2 番 景 山 重 信
3 番 松 本 二三子	4 番 加 藤 修
5 番 三 島 尋 子	6 番 江 田 加 代
7 番 橋 井 満 義	8 番 井 藤 稔
9 番 松 田 悦 郎	10 番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操	総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子	福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則	教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志	会計管理者 前 田 昇

午前9時00分 開会

○議長（山路 有君） 皆さんおはようございます。

いよいよ6月定例会が開催されます。6月定例会から9月定例会終了まで、クールビズ対応とします。具体的にはノーネクタイ、服装は自由としますが、節度ある対応でお願いいたします。

ただ今の出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第2回日吉津村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、加藤修議員、5番、三島尋子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（山路 有君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり本日から6月23日までの12日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりとしたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月23日までの12日間、審議予定はお手元に配布のとおりと決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（山路 有君） 日程第3、諸般の報告を行います。議長の報告をいたします。まず、説明員の報告、地方自治法第121条の規定により村長並びに教育委員長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

請願、陳情の付託報告、本日までに受理した請願、陳情は、お手元に配布の請願、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので報告をいたします。なお、各請願、陳情とも会期中の付託といたします。

出納検査報告、お手元に配布のとおり監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧をしていただきたいと思います。

陳情の処理経過及び結果の報告、3月定例会において採択となりました沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書の採択を求める陳情ほか1件につきましては、3月21日付で提出者に審査結果の通知をいたしました。

意見書の処理報告、3月定例会において可決されましたテロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する意見書ほか1件につきましては、3月21日付で関係方面に提出をいたしました。

行事報告、3月定例会から本日までお手元に配布の資料のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第5号 から 報告第8号

○議長（山路 有君） 日程第4、報告第5号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第5、報告第6号平成28年度日吉津村土地開発公社決算報告について、日程第6、報告第7号平成28年度株式会社ひえづ物産決算報告について、日程第7、報告第8号平成28年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について以上4件については、村長からの報告ですので一括議題とします。

村長の報告を求めます。石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました報告第5号の繰越明許費及び報告第6号から8号までの決算報告につきましてご報告を申し上げます。

まず、報告第5号の平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり小学校大規模改造事業など6事業について、平成29年度に繰り越しましたのでご報告申し上げます。

つぎに、報告第6号は、平成28年度日吉津村土地開発公社決算報告についてであります。

まず1ページの貸借対照表をご覧くださいと思います。

流動資産として預金が901万423円、固定資産として公有用地が3億3,161万318円という状況でございます。

負債及び資本の部では、流動負債として短期借入金、イオンからの預り金など合計2,238万8,122円、固定負債として長期借入金2億4,385万628円であります。

資本金500万円、利益剰余金6,938万1,991円は28年度までの運営益で当期利益金を含んだ

額であります。合計 3 億 4,062 万 741 円の事業規模となりました。なお、出資金及びイオンの預り敷金は定期預金としております。

つぎに、2 ページの損益計算書をご覧いただきたいと思ひます。

経常損益の部では、営業収益のうち、公有用地売却収入は、村に売却いたしました農村土地利用活性化構想用地などで 8,624 万 7,569 円であります。

付帯事業収入は、ひえづ物産借地料、電柱敷地料など合計 121 万 2,460 円でございます。

村補助金収入は、借入利息相当額の受入れ額など合計 162 万 6,615 円でございます。

つぎに営業費用ですが、売上原価は公有用地売却分の原価 8,624 万 7,569 円、販売費及び一般管理費は、県及び村の法人税と改良区の賦課金を租税公課に、借入元金や利息を資金移動の際の振込手数料を支払手数料に、法務局登記手数料及び樹木処分手数料などを雑費に計上し、経費合計 32 万 4,178 円でございます。

また、営業外費用は借入金に対する支払利息 142 万 7,615 円でありまして、差し引き合計 108 万 9,365 円が当期利益となりました。

つぎに、7 ページをご覧いただきますと、平成 28 年度の事業状況としては、農村土地利用活性化構想用地いわゆるひえづ物産の持分 16 分の 1、面積 127 平米を村に売却しております。これは平成 13 年度より実施しており、今回で完了したものであります。

また、海浜運動公園用地として 627 平米を村に売却しておりまして、平成 28 年度の処分面積は合計 754 平方メートルであります。処分価格でありますけれども、8,624 万 7,569 円となっております。

その他として 8 ページから 10 ページには、預金、公有財産、借入金及び基本金の明細表を添付しておりますのでご覧いただきたいと思ひます。

つぎに 10 ページの後半から 11 ページにかけまして、経営健全化計画の進ちょく状況を掲載しております。この計画では平成 28 年度末で 1 億 2,200 万円となる予定でしたが、売却予定地を変更したため 1 億 6,500 万円を平成 29 年度へ繰り延べ 2 億 8,700 万円売却する予定としており、今年度をもって終了する所存で計画をしておりますのでよろしくお願ひいたします。

なお、11 ページの事業実績の表中の指数につきましては、健全化の状況を表すもので、村の平成 27 年度標準財政規模を使用し、再計算し 28 年度以降の数値を計算しております。

以上が報告の第 6 号であります。

次に、報告第 7 号平成 28 年度株式会社ひえづ物産決算報告についてであります。2 ページを

ご覧いただきますと、株式会社ひえづ物産はご案内のとおり賃料収入により経営しているところでございまして、損益計算書の売上高は1,765万7,640円でございます。販売費及び一般管理費などを差し引きしまして、当期純利益金額は、158万597円となっております。

近年の営業状況は、微増の状況でありましたが、このような状況の中で本年3月末をもって一店舗撤退されたところであります。

このことから今後は厳しい状況が予想されますけれども、現在、空き店舗につきまして、金融機関・商工団体等に声かけをしながらテナントを探しているところでありまして、引き続き空き店舗を埋めていくということに向けて努力をしまいる所存であります。

なお、詳細については決算報告書をご覧いただきまして、皆様のさらなる御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第8号は平成28年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告についてであります。2ページの損益計算書をご覧いただきますと、売上高は、1億7,854万4,821円で、売上原価が4,584万5,836円となっておりますので、それを差し引いた経常損失は1,895万5,896円となりましたけれども、村補助金により当該純利益金額は、762万3,923円の純利益としたところであります。これにより、1ページの貸借対照表の繰越利益剰余金が104万926円となったものであります。

次に、7ページ、8ページの利用状況をご覧いただきますと、休憩と宿泊を併せての利用者数は3万1,002人、前年度比で1,017人の減となっております。

災害等の影響もあり利用者数、売り上げとも減少しましたが、本年3月は利用者数、売り上げとも増加となっており、これは2月1日からの市町村職員共済組合の利用施設として指定を受けた効果であると考えております。

次に、9ページをご覧いただきますと村民の皆様の利用はほぼ横ばいではありますが、村民の高齢者へお配りしている2,000円の利用券を利用される方の増加による成果が出ているものと考えております。引き続き、村民の皆様の憩いの場としてご愛顧いただきたく、お願い申し上げます。

今後も利用された方のアンケートはもちろん、利用者、特に女性からのご意見や、経営・経理面など理事会や評議員会からのご意見も踏まえながら、職員一同更なるサービス向上を目指したいと考えます。

また、西部広域行政管理組合の所有である施設に関しましては、28年度から、このものが西部

広域行政管理組合の施設でありますので、28年度から31年度にかけて改修を進めていただいているところでありまして、今年度は風呂やホールの改修に加え、壁や床など全館にわたって改修を予定していただいておりますので、7月初めに業者選定が行なわれる予定だということですので、詳細についてはその後提示あるものと考えておりますので、機会をみて議会にも報告をさせていただきたいというふうに思います。

そしてこれらの改修工事に伴いまして、8月21日から10月10日までの50日間全館閉館としなければなりません。その間も職員一同営業に励むとともに研修等を重ね、お客様が利用しやすいというなばら荘を目指してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

詳細については決算報告書をご覧くださいまして、皆様の更なる御支援を賜りますようお願いをして、報告とさせていただきますが、以上で、報告第5号から報告第8号までの報告とさせていただきますので、よろしく願いをして一括議題の報告とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑は各報告ごとに行います。

まず、報告第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから報告第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから報告第7号の質疑を行います。質疑はありますか。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。この書類の中のどこかに記載してあるのかなと思って探してみたんですけども、空き店舗になっています。それぞれの店舗の使用料というのはいくらでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） ちょっと、細かい数字は手元に持っておりません。一坪1万ぐらいだったというぐあいには思っております。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そうしますと、すみません。何坪ずつあるんでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 江田議員のご質問にお答えします。今、一つずつのテナント料を持ってきておりませんので、総額で月額160万ぐらいのテナント料ということになっています。

○議長（山路 有君） よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終わります。

次、報告第8号の質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番三島です。3点くらいお願いします。まずはじめに、2ページの村補助金ですけれども、2,700万ということが上がっていますが、3月議会で3,000万を議決しまして、3,000万が支出されていると思います。それで、何でここが2,700万かということをお伺いします。

それと、1ページに戻りまして、未払金というのが先般の協議会では、昨年度の消費税等は未払金に入っているということでありました。その下に未払い消費税等というのがありますので、法人税とかがありますがこれは今後、今年度ですね、29年度にしめた後の計算をして払っていくものがここに上がっているかどうかということですね。

それを合わせて見ますと3ページに施設使用料は2,500万の支払いですけれども、ここは税抜きで計算がされております。ここの管理内訳書の所に上がってくるものは、この施設使用料が税抜きで上がっているということは、全体が税抜きで上げてあるのかどうかということですね。それをたしたものでこの未払い消費税の方にくるのか。

それちょっと数字を出してみますと、自分の計算ではちょっと合わないかなということがしたんですけれども、どういう計算になっておるのかをお聞きしたいです。よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員の質問にお答えします。最初の村補助金の関係ですけれども、当初は見込みということで3月確定しておりませんでしたので、2年間で資本金をたして300万以上にならないと解散ということがありましたので、その計算をしていただいて一応見込みで3,000万ということを出さしていただきましたけれども、数値が確定したということで先ほどのあったように2月、3月が少し伸びた関係で300万必要なくなったということで、300万をお返しをいただいて村補助金を2,700万と確定したものであります。

それから未払金につきましては、こちらの方に先ほど質問されました使用料 2,500 万円が入っておりまして、未払金が 3,159 万 7,254 ということであります。ですからここに、施設使用料販売費及び一般管理費の方は税を抜いた数字があがっておりますけれども、実際に 4 月以降支払うと、未払金ということで使用料を払いますので、ここに 2,500 万円というものをあげております。ということで、未払い消費税につきましては、116 万 2,100 円ということで未払金の方には消費税は入っておりませんのでご理解をお願いしたいと思います。未払い消費税につきましては、確定の消費税ということで 4 月以降に支払うということで 116 万 2,100 円を計上しているところです。

あと、販売費及び一般管理費の内訳ということで、これは経費の総額ですので損益計算書の販売費の方にあがってきますけれども、施設使用料は消費税をぬけておりますけれども、あとはすべて入っているものと理解しております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 未払い消費税が 116 万 2,100 円ということですね。これはあの、先ほどの施設使用料の 2,500 万から 2,300 いくらかを引くと、185 万ぐらいになるんですね。その点で未払い消費税にその管理料の消費税があるということになると、ここの数字が合わないのではないかなということ、わたしは見ましたけれども、その差額というのはどこにいつているのでしょうか。その未払い法人税っていう下にはありますけれども、それをたしても合わないというふうに見たんです。ちょっとどこかこの方式の仕方が違うのかなということを考えました。その点を説明をしてほしいです。

それと管理費の内訳書に明細はあがっておりますが、先ほども言いましたようにこのところにあげてくるものについては、これは消費税を抜いて、これは消費税を入れたもので計算をしてということの計算の内訳書の書き方なんでしょうか。消費税を抜くとか抜かないとかというのは、ここに全部をそういうふうにするということでもとめていくというふうに解釈していますけれども、一つひとつをそういうふうにするのかということ、ちょっとその点の理解がつかせん。お願いします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 最初の言われた施設使用料の部分については、販売費の方は消費税抜きということで、消費税が 185 万 1,852 円ということで、多分これと未払い消費税の額がちがうんじゃないかということなんですけれども、この額については先ほども申しましたように、未

払金の方で使用料を 2,500 万円払いますので、そちらに含まれているということでこの未払い消費税につきましては、全体の消費税ということで 116 万 2,100 円ということで額が違うということでご理解をいただきたいと思います。

販売費及び一般管理費のすべてが消費税が入っているか入っていないかというのは、ちょっと確認をしておりますが、施設使用料ということですので消費税が計算されてあると、それ以外はすべての経費ですので税的なものを計算されているものだと、わたしの方は理解しております、これはちょっと後ほど確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 三島議員。最後です。

○議員（5 番 三島 尋子君） ちょっと、理解は、わたしはつきませんですね。未払金というのは前年の分を払うといことの未払金というのは、昨年度は払いたくても払えなかったものを今回は払いましたよということですね。未払消費税というのは 3 月締めてしまわないといくら払うか計算ができないので、それを計算した後で次の時に払っていくというものだと思うんですね。期限が 3 月締めて 5 月までに払っていくということだと思うので、ここに上がってくると思いますが、それは 2,500 万をずっと払っている。4 回ですかね、払ってるのでその時に払っていくということの意味でしょうか。なので、そのものは残っていないという説明の仕方でしょうか。

じゃあ、あの施設使用料の消費税はないということですね。そうしますと、116 万 2,100 円は事業に対して掛かってくる消費税のものということでございますね。ここの先ほども言いましたけれども、経理の仕方としてわたしがちょっと勉強したというか、習った中ではこれをまとめていく中で、消費税を抜くかぬかないかはそこの経理の仕方だけれども、抜くんだったら全部を抜いてきて後まとめて払っていくというふうなことをお聞きしました。

これは買い物をしたのでその時に払ったから、それはそのように掲載をしていますということの答弁だったと思っておりますけれども、ここにはそういうものしかないということでしょうかね。こちらから別に計算をして払っていくものはないということですね。そうしますと、法人税がこれまでは少なかったですけれども、法人税等 42 万ということがありますが、これの内訳を聞かせていただけますか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 概要ですけれども、えっと、確定未納の法人税が 22 万 9,600 円、それから地方法人税 1 万円と、それから法人の県民税が 2 万 8,300 円、法人事業税が 5 万 2,000 円それから法人の特別税が 2 万 2,400 円それから村の方に払います法人村民税が 7 万 7,700 円と

いうことで42万円です。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） このうなばらの件について若干ちょっと質問させていただきたい
と思います。

まず、4ページですけれども、この2ページとの関係なんですけれども、この貸倒れ引当金の考
え方についてなんですけれども、4ページに③として、この計上基準の詳細が記載をされてお
りまして、この引当金の債券の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒れ法定繰入
率により経常をしておりますということで、マイナスの1万6,000円ということね。ちょっとわ
たしこの法律上、法定繰入率というのがちょっと不勉強なもので、これについてどういうあれで
減額の計算にされたのかなということをお尋ねしたい。

それからもう1点は村の補助金の考え方なんですけれども、2,700万、先ほどの質問にもあつ
たんですけれども、これもずっと以前からほぼ同額をこの1、2年こう繰り返してきたわけ
ですけれども、この経営の体質なりうんぬんということに、やはり基本的な部分にメスを入れて改善
をはかっていただかなくてはならないという気はしておるわけでありませう。

それで今後の経営方向についての見解と、これの金額の構造的なものをわたしなりに思うとこ
ろは、今回2,700万ここで特別利益としてこれは計上されております。これがあつたからこそ純
利益の部分が762万ということでありませう。これは仮に3,000万をここで補助金を投入してい
きますと、純利益額は桁が違って1,000万を超えるということになっておるので、この辺は1,000
万を超えないように調整をされたのかどうかわたしもわかりませうけれども、これが安い高いは
別にしまして、今後のこれらの補助金の考え方の点を、お聞かせいただきたいというふうに思
います。以上2点。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） この貸倒れ引当金については、詳しい率のことは確認をしており
ませうので、ちょっとお答えできませんけれども、さっき言われたように貸付金とか売掛金の債権
についての率ということで、マイナスの1万6,000円というのを上げてあるということだとい
うぐあいに理解しております。

それから、2,700万につきましては当初3,000万ということで、3,000万を計算した中で当期
純利益が300万を超えるように計算をしておりました。2月、3月の売上が上がった分もありま

して、実際に繰越のマイナス赤字が 658 万 2,997 円、消費税の関係のマイナスが、繰越し損失がありましたので、これを加えて 300 万より上にあがらないといけないということがあって、計算をされて 2,700 万という確定ということで実際には 104 万 926 円ということの純利益が出たという形で引き続きうなばら荘を行っていくということで、そういう計算のもとに 300 万を返還していただいたということであります。以上です。

○議長（山路 有君） 村長。

○村長（石 操君） 今後の基本的な経営の方向はということでのお尋ねがあったというふうに思いますが、これにつきましては従来から申し上げておりますように、今のものをどうやっていくのかということでは、さまざまご意見をいただいたところでありまして、われわれもそれなりの努力をしてきて、今その道半ばにあるというふうに思っています。その道半ばという言い方が、どうやってお客を集めていくのかということでは、市町村職員の共済組合の利用施設にしてもらったということであります。これは各町村がそれぞれ自前のこういう施設をもっていっしょやるわけでありますけれども、その中で広域行政の施設だという強みを生かしながらその共済組合の組合員さんは全県下で 7,100 人いっしょやって、その扶養に値する扶養家族の方々が 7,000 人いっしょやるということで、その利用を期待して 2 月、3 月はさっそくの効果が出ておるということであります。

それから、うなばら荘の施設が平成 7 年から改築後のものがスタートしましたがけれども、その改築もやっていただくというのがここでの議論であったと思いますし、広域行政の中でも、相当古くなったし、平成 6 年に立替えた時の借金が終わりましたので、広域行政の方もさらに借金終了後の 10 年間でどんなふうに使っていくのかということが、今回の 31 年度までのうなばら荘の改善計画につなげてもらったということであります。

そのようなことを、お願いしてきたところでございまして、今回の改善計画の中でも 31 年まで、今のところは 2 億近くかかるということでありますけれども、それも町村に各広域行政の構成団体に負担を掛けないということで、使用料の中からわれわれが、うなばら荘が払います使用料の中から前もって借入れを広域行政がされて、その使用料で払っていくという方向を出していただきましたので、ある程度の施設の改善の方向が出されたということでありますので、今度は一番議員が心配していっしょるいわゆる経費の問題、収支の問題、村が補助金をつぎ込んでいっておるという状態を改善するための一定の努力を、これまで以上の努力をしていかなければならないと、まだ今、今後の経営ということでは、施設なり利用を増やすという対策は今途中で

あるということで、これらが成果をしっかりと出しますことを期待をしながら取組みをしているところでもあります。以上であります。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7 番 橋井 満義君） ありがとうございます。今の村長の経営の方向ということはお伺いを賜りました。そこでこれまあ補助金が 2,700 万ということですがけれども、これを数字としての見方でいけば、これを分解していきますと月額 225 万円これは月に踏襲する。これを 30 日で割っていくと約 7 万 4,000 円、1 日約 7 万 4,000 円から 5,000 円ということになって行く数字であります。

それで今回 52 日間休業いたし休業いたしますと、ここの部分がいかなる数字を含めていくかということになりますと、7 万 4,000 円の 52 日分ですから 385 万円ということになっていくと、ということであれば通常来年度 2,700 万ということであれば、これが 2,315 万円の補助対象というような恰好にでもなるのかなというふうに、ざっくりとした数字のただ羅列かもわかりません。それはそれとして、数字の確認をわたしがしたというところでもあります。

それでなぜこれを、ということの質問になるんですが、やはりこれを税金として補助金をここに投入をしておるということでは、村民の皆さんから集めた税金をもってここに補助を出しておるという認識の基で、以前からも申し上げておりますが、やはり地元のお客様といいますか、村民の方にもっと愛されるうなばらということをアピールし、そして利用率を上げていっていただきたい。そのためにはやはり地元の皆さんに対する還元の度合いとかですね、利用をもう少し行政の方からですね、全部サービスをせいとはわたし言いませんけれども、その辺はやはり村長の味付けのできる範囲でですね、わたしは還元も含めた中でご一考いただきたいというふうに、まあ村長もおおわけであります、その辺でいいアイデア等ありませんでしょうか。以上です。

○議長（山路 有君） 村長。

○村長（石 操君） あの、いわゆるその事業をして物事を生み出すという時には、すべての事業において一時期マイナスをかぶって、それからその投資によって生産や生産向上を生み出すという経済の議論があると思います。ですから、初期投資は当然利益を生まないかたちで頑張っていくということが大事になると思っておりますので、50 日間の 8 月 21 日からだったかいな、22 か、8 月 21 日から 10 月 10 までうなばら荘を全館閉館をして、改装をするということでありますので、この間は利益を生まないということでもありますので、それはさっき申し上げましたがやむをえん設備投資だと、営業を伸ばすための、売上を伸ばすための設備投資だというふうに考えてお

ります。これを怠ると収益性も落ちてくるし、生産性も、いわゆる生産企業でいけば生産性も落ちてくるので一定の設備投資を機を見てしなければならないという理屈でありますので、前段の答弁でも申し上げましたけれども、今改革の改善方向の道半ばを今走りつつあるということでご理解をいただきたいというふうに思いますし、村民の皆さんは 5,000 人から 6,000 人がさまざまな形で使っていただいておりますので、3,500 人の人口でありますので、お一人の方がおしなべると、2 回来ていただくということになりますので、そういうことではありませんけれども、ご意見のあった点については今 2,000 円という利用券を出しておりますけれども、それをさらにまた新たなものを考え出す、そしてそういう補助に頼るということではなしに、それも考えながら村民が利用しやすい、そして村民がうなばら荘はええぞと言っていただくような方向に向けていく努力をしたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） ほかありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第 5 号、第 6 号、7 号、第 8 号を終わります。

日程第 8 議案第 34 号 から 日程第 10 議案第 36 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 34 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）について、日程第 9、議案第 35 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）について、日程第 10、議案第 36 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）については補正予算についてですので、一括議題といたします。提案者からの提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました、議案第 34 号から議案第 36 号までの提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第 34 号は平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 1 回)でございます。歳入歳出それぞれ 5,423 万 6,000 円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 7,960 万 5,000 円とするものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、はじめに、7 ページを御覧いただきますと、第 5 款、第 1 項、第 3 目 農業振興費の負担金補助及び交付金で 143 万 7,000 円を計上いたしておりますが、

これは本村の農業の活力増進のため、国内産原料の需要が高まっております薬用作物等について、地域の特色を生かして栽培される薬草の生産拡大及び産地育成を推進するもので、その必要経費を補助するものであります。

つぎに、8 ページをご覧くださいと思いますけれども、第 7 款 土木費、第 3 項 都市計画費、第 3 目 公共下水道費の繰出金で 130 万 8,000 円を計上いたしておりますが、これは宅地開発にかかる公共樹設置工事費の繰出しが主なものでございます。

つぎに、9 ページでありますけれども、第 9 款 教育費、第 3 項 中学校費、第 1 目 学校管理費の負担金補助及び交付金で 297 万 3,000 円を計上いたしておりますが、これは部室棟のいわゆるクラブ活動に生徒が使われる部室棟の改修等に伴う中学校組合への村負担金が主なものでございます。

また、第 10 款公債費、第 1 項公債費、第 1 目元金の償還金、利子及び割引料で 4,570 万円を計上いたしておりますが、これは平成 28 年度公共用地先行取得等事業債にかかる繰り上げ償還金であります。

なお、全体を通して職員の人件費関係につきましては、4 月 1 日の人事異動、昇格等に伴う補正となっております。

つぎに、歳入につきまして、5 ページをご覧くださいますと、第 14 款県支出金、第 2 項県補助金、第 4 目農林水産業費県補助金では、薬用作物等生産振興として 95 万 7,000 円を計上いたしております。また、第 15 款財産収入、第 2 項財産売払収入、第 1 目不動産売払収入では、米子市との共有地として保有しておりました土地、建物等の売払収入を 629 万 6,000 円計上いたしております。第 17 款の繰入金、第 1 項の基金繰入金、第 1 目の財政調整基金繰入金では 4,668 万 5,000 円を計上し、歳入歳出を調整いたしております。

以上が議案の第 34 号の一般会計の補正予算の提案理由でございます。

つぎに、議案第 35 号でありますけれども、これは平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）でございます。歳入歳出それぞれ 25 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9,981 万 4,000 円とするものでございます。

4 ページをご覧くださいますと、歳出で第 1 款の総務費、第 2 項徴税费、第 1 目賦課徴収費に国保税の電算システム保守点検料として 25 万 8,000 円を計上し、歳入の第 10 款 繰入金、第 1 項 他会計繰入金、第 1 目 一般会計繰入金ということで調整させていただいたものであります。

最後に、議案第 36 号は平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第

1回)でございますが、歳入歳出それぞれ130万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億3,332万5,000円とするものでございます。

4ページでは、歳出の主なものとして第1款公共下水道費、第1項公共下水道費、第3目公共下水道建設費に宅地開発にかかる公共柵設置工事費108万円を計上し、歳入の第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で調整をしたという内容でございます。以上が議案第34号から議案第36号までの一括議案となりました補正予算関連の提案概要の説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第11 議案第37号 から 日程第13 議案第39号

○議長（山路 有君） 次、日程第11、議案第37号から日程第13号議案第39号までは日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任についてで、同じ人事案件ですので一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました、議案第37号から議案第39号までの提案理由を申し上げます。

この委員会は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査及び決定その他の事務を行うもので、本村は地方税法第423条第2項に基づいて、委員の定数を3名と定めているところであります。

つきましては、このたびの任期満了に伴いまして、引き続き3名の委員を選任したいということで、同条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、同条第6項による任期は3年間でありますので、そのことを申し上げて簡単であります。以上で固定資産評価審査委員会委員の選任についての、議案第37号から議案第39号までの一括議題の提案説明とさせていただきますのでよろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第14 議案第40号 から 日程第23 議案第49号

○議長（山路 有君） 日程第14、議案第40号から日程第23、議案第49号までは日吉津村農

業委員会委員の任命についてで、同じ人事案件ですので一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました、議案第 40 号から議案第 49 号までの提案理由を申し上げます。

現在の農業委員会の委員の任期が平成 29 年 7 月 19 日で満了となりますので、10 名を新たに農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づいて、議会の同意を求めるものでございます。

以上が、議案第 40 号から議案第 49 号までの説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 24 議案第 50 号

○議長（山路 有君） 次、日程第 24、議案第 50 号財産の処分についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました議案第 50 号は財産の処分について、提案理由を申し上げます。

これは、平成 24 年 9 月より株式会社大山どりへ賃貸中の、米子市岡成にあります米子市と本村の共有地でございます。面積が 8,837.69 平米につきまして、株式会社大山どりから買受希望があったために、土地の売払いを行うものでありますけれども、米子市との共有地ということでございますので、米子市と併せて本議会に提案をするものでありますので、よろしくお願いいたします。以上が議案第 50 号の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は、明日午前 9 時より一般質問を行いますので議場にご参集下さい。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前 10 時 5 分 散会
